

○ 学校法人二松学舎中洲賞等に関する規程

(平成28年2月23日制定)

(趣 旨)

第1条 創立者三島中洲先生の学徳を仰ぎ、人物・学力ともに優れた者を表彰することにより、本人の栄誉を称えるとともに学生・生徒の学業を奨励するための中洲賞及び優等賞を設ける。

(授与対象者)

第2条 中洲賞は、学校法人二松学舎の設置する大学、高等学校、中学校の卒業生のうち、人物・学力ともに最優秀な者に対して授与する。

2 優等賞は、学校法人二松学舎の設置する大学、高等学校、中学校の卒業生のうち、人物・学力ともに優秀な者に対して授与する。

(選 考)

第3条 中洲賞は、大学、附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校が定める方法により選考を行い、学長、校長の推薦に基づき、理事長が決定する。

2 中洲賞の大学の受賞者は、学則第1条の2に規定する各学部1名とし、特待生をもって充てる。附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校の受賞者は、附属高等学校1名、附属柏高等学校1名、附属柏中学校1名とする。

3 優等賞の大学の受賞者は、文学部国文学科4名、文学部国際日本・中国学科2名、文学部都市文化デザイン学科1名、文学部歴史文化学科1名、国際政治経済学部国際政治経済学科2名、国際政治経済学部国際経営学科1名のうち中洲賞の受賞者を除いた者とし、準特待生をもって充てる。

附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校の受賞者数は校長が決定する。

4 中洲賞等の選考基準は、別に定める。

(授 与)

第4条 中洲賞の授与は、学位記授与式（卒業証書授与式）において、大学については学長、附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校については理事長がこれを行う。

2 優等賞の授与は、学位記授与式（卒業証書授与式）において、大学については学長、附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校については校長がこれを行う。

(賞の内容)

第5条 中洲賞等の受賞者に、賞状及び記念品を授与する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事

長が行う。

附 則

この規程は、平成28年2月23日から施行する。

附 則 (2021年2月16日)

この規程は、2021年2月16日から施行する。

附 則 (2022年2月22日)

この規程は、2022年2月22日から施行する。

附 則 (2024年7月16日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則 (2025年2月18日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。